

平成29年度

第3回

瑞穂町国民健康保険運営協議会会議録

平成30年1月17日(水)

西 多 摩 郡 瑞 穂 町

平成29年度 第3回 瑞穂町国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 平成30年1月17日(水) 午後1時30分から午後2時30分

2 場 所 瑞穂町役場 3階 全員協議会室

3 出席者 会長 村上 文男
委員 根本 忠 委員 中田 利子
委員 倉内 邦雄 委員 小林 康弘
委員 増田 英一 委員 嶋田 求治
委員 中野 さとみ 委員 岩田 松雄
委員 渋谷 俊悦 委員 會田 清江

会議の説明に出席した者の職氏名

住民部長	横澤 和也		
住民課長	吉野 久	税務課長	小野 基光
健康課長	福島 由子	納税係長	池田 朋代
健康係長	鳥海 博幸	国保係長	池田 稔
国保係	保坂 知義		

4 欠席者 委員 新井 敏彦

5 議 題 (1) 平成30年度瑞穂町国民健康保険税の改定について
(2) 平成30年度瑞穂町国民健康保険特別会計予算説明について
(3) その他

6 傍聴者 1名

7 配布資料 ① 会議次第
② 資料1 平成30年度瑞穂町国民健康保険特別会計予算説明資料
③ 第3期 瑞穂町特定健康診査等実施計画(案)
④ 瑞穂町国民健康保険運営協議会諮問事項について(答申)(案)

8 開 会 午後1時30分

(住民課長)

それでは定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。本日は大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。本年もよろしく願いいたします。最初に資料の確認をさせていただきます。①会議次第、②資料1【平成30年度瑞穂町国民健康保険特別会計

予算説明資料】、③【第3期瑞穂町特定健康診査等実施計画(案)について】、そして④答申書(案)を配付させていただいております。また、前回から継続の委員には源泉徴収票の入った封筒を置かせていただいておりますので、ご確認をお願いします。足りないものはございませんでしょうか。それでは次第に従いまして会議の方を進めさせていただきます。初めに保険者としまして住民部長より挨拶をさせていただきます。

(住民部長)

・・・<住民部長挨拶省略>・・・

(住民課長)

ありがとうございました。それでは会議の議題に入りたいと思います。国民健康保険運営協議会規則第6条の規定によりまして議長は会長にお願いします。よろしくお願いします。

(議長)

皆さん、こんにちは。本年もよろしく申し上げます。先週末から厳しい寒さとなっております。皆様も風邪を引かないようお気を付けください。本日は年頭のお忙しい中、ご出席していただきありがとうございます。それでは早速ですが、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、本日は都合によりまして委員1名より欠席のご連絡を受けております。ただいまの出席者は11名です。定足数に達しておりますので、平成29年度第3回国民健康保険運営協議会を開会いたします。それでは、会議次第に従いまして議事を進めていきたいと思っております。なお、本日の会議録の署名委員には、小林委員、増田委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いします。

(議長)

それでは、次第に従いまして議事を進めます。

議題(1)「平成30年度瑞穂町国民健康保険税の改定について」を議題といたします。この件につきましては、昨年の暮に町長から諮問を受けたものを1月29日までに答申することになっておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。それでは事務局より説明を願います。

(国保係長)

・・・「平成30年度瑞穂町国民健康保険税の改定について」・・・

<答申案及び添付資料の読み上げ>

(住民課長)

税率の改正による影響について説明します。前回の会議でもお話したように、税込で約3%の増加をしなければならないため、所得割を医療分と支援分でそれぞれ0.2%増加したいと考えております。この改正の理由といたしましては、先日、本算定により示された標準税率との乖離の中で、後期高齢者支援金の均等割、所得割、医療分の均等割、所得割の順に大きな乖離となっております。

前回お話した時の平成28年度保険料に対しての平成30年度算定が152%だったものが1

40%まで落ちましたが、依然として大きな乖離がありますので、少しでもこれを解消するために所得割を上げています。均等割につきましては、昨年上げていますので、今年は見送ります。

今回の増税をモデル世帯に当てはめると、約1万円前後の増額になるように調整しました。

東京都の標準税率が出たばかりですので、正式な計算がされていない状態ではありますが、148%程度となっております。医療費の診療報酬が一改定されたことを受けまして、医療費全体が下がったことを受けて、全体的に下がっております。ですが瑞穂町の一人あたりの医療費は都の平均より多少上がっているため、過度な負担にならないように増額をしていきたいと思っております。

(議長)

ありがとうございました。以上で説明が終わりました。国保係長より平成30年度国民健康保険税の改定について、の改定案に対する質問がございましたら、発言願います。何か質問はございませんか。

(委員)

今回の改定に伴って、増額金額の一人あたり平均はどれくらいですか。また最大、最低でいくら増額されますか。

(住民課長)

平均2,700円程度ですが、最大となるのは、所得が1,000万円を超える世帯で、6万円です。また所得が33万円以下であれば、増額はありません。

(委員)

これまで一般会計から一人あたり約35,000円の赤字補填をいただいておりますが、10年をかけてこの繰入をなくす方向であると認識しております。これは10年後に、一人あたりの自己負担額が35,000円以上増額されるということでしょうか。

(住民課長)

何年で解消するかは現在検討中ですが、10年前後の見込みであります。東京都の数字と140%の差があり、これは3~4万円となりますので、10年後には今より4万円上がるような推移をしないといけないと思います。ですが、単純に金額を上げるだけでなく、医療費を下げるような努力もしていきたいと思っております。

(委員)

そうすると、高額になり未納者や滞納者が増えるのではないですか。

(住民課長)

未納者や滞納者が増えてくる可能性は否めませんが、国民健康保険を運営していく以上は、皆様にご理解いただけるように説明をしていかないといけないと思います。未納額が増えると東京都から示される金額も上がってきますので、そこをどのように調整していくかに、私たちの努力

がかかってくるかと考えています。

(委員)

東京都が財政の主体になるとありますが、なにか助成してもらえないのでしょうか。

(住民課長)

この件に関しましては、瑞穂町も該当しておりますが、医療費の東京都の全体の増額分の1%プラスしたものを超えた部分については、東京都と国から出していただいております。これは今後6年間継続されます。

他にも、収納率が高い場合や、医療が低いなどで国や東京都から緩和されることもありますので、今後も継続して努力をしたいと思っております。

(委員)

瑞穂町ではこれまでに、今回のことを意識しながら4方式を2方式に変えたり、税率を上げたりと努力をしてきましたが、国や東京都の説明会の中では、行政毎にいろいろ考えているということ伺いましたが、特に地域格差による税率の違いなどは、西多摩地区や多摩地区などの単位で要請をして、できる限り負担がないようにしていただきたい。

(住民課長)

瑞穂町は医療費の掛かり方(医療費指数)が都内の62市区町村の中で58番目という医療費が低い自治体になっています。23区は医療費指数が高いので、東京都への納付金計算に反映させないで欲しいという意見が出ましたが、瑞穂町やその他の医療費指数が低い自治体は納付金が少なくなるように意見を通し、現状は医療費が低い自治体は金額が低くなっていますので、今後も医療費を低くする努力を継続すれば、同じ所得の方であれば、他の自治体より一人あたりが納める金額が低くなります。

また所得に関しても、市町村単位で多い少ないがあるため東京都に意見をし、少ない市町村に関しては納付金が少なくなるようになっております。ただし、都内のどこにいても、同じ所得で同じ医療費の掛かり方をしていれば、同じ保険料になることを目指しているため、そこは変わりません。ですが、現時点では瑞穂町の納付金比其他の自治体に比べると優遇はされています。

瑞穂町としては、国や東京都に対して、悪い方向に改められないように働きかけを続けます。

(委員)

保険証にジェネリック医薬品希望のシールを貼っていてもジェネリックを出してもらえない医療機関もあるのですが、こちらとしては医療費を下げる努力をしたいのですが、何か事情があるのでしょうか。

(住民課長)

国の方針でジェネリック医薬品の推進をしているところですが、先生の話伺うと、ジェネリックを必ず優先できるかという体質や他に服用している薬との兼ね合いで、使用できない場合もあるとのこと。

ジェネリックにも様々な種類がありますので引続き周知は行いますが、すべて希望通りにジェネリックにできるかという点、医療との兼ね合いもありますので、難しい部分があるかもしれません。

少しずつですが変えられるところから変えていき浸透させていきたいです。

(委員)

現場の声としましては、診察室までは保険証が来ないので先生に直接、ジェネリックを希望する旨を伝えていただければと思います。

また、ジェネリックにも種類があります。成分が同じでも、薬を固めている部分が違うので、先発薬ではアレルギーが出なかった方でも、後発薬でアレルギーが出る可能性もあります。ただ、オーソライズドジェネリックという成分や固めている部分も全く同じ成分のジェネリックもございます。こちらの場合は医師も処方しやすいと思います。

(住民課長)

オーソライズドジェネリックの情報はこちらも把握しているので、今後の PR では、ただ安いという話ではなく、中身の話や副作用の話など、推進する以上は PR 方法も検討していきます。

(議長)

意見・質問等がありませんので、町からの諮問事項について委員の意思を確認させていただきたいと思います。

諮問事項の「平成30年度瑞穂町国民健康保険税の課税額の改定について」何か意見等ありますか。異議ございませんか。

・・・<異議・意見等なし>・・・

異議がないようでしたら、答申書に委員の意見を追加して作成したいと思います。今までの委員の意見等をまとめると、国保税率の改定は平成26年～28年の3年で10%、平成29年には3%税率を上げている。被保険者の収入の上昇に合わせて、ゆるやかに税率を上げることで、急激に負担がかからないようにすることで、諮問の税率改正についてよろしいですか。

・・・<異議・意見等なし>・・・

なお、意見として、地方税法の改正に伴う課税限度額の引き上げと、国民健康保険税の軽減判定所得の拡充については、国保税の確保の観点から必要であり、低所得者に対する配慮からすみやかにを行うことを付け加え、昨年の答申書と同様に、引き続き特定健康診査・特定保健指導の受診率の向上に努めるとともに、ジェネリック医薬品の差額通知など医療費の抑制に努めることを意見として付け加えたいと思います。いかがでしょうか。

・・・<異議・意見等なし>・・・

それでは、異議がないようですので、「瑞穂町国民健康保険税の改定について」答申書(案)のとおり作成したいと思います。答申書(案)の案を消していただければと思います。

それでは、「議題（２）平成３０年度瑞穂町国民健康保険特別会計予算説明について」議題といたします。事務局より説明願います。

（住民課長）

・・・「平成３０年度瑞穂町国民健康保険特別会計予算説明について」・・・
＜資料１の説明省略＞

（議長）

ありがとうございました。ただ今の説明に対しまして質疑を行いたいと思います。ご質問ありますでしょうか。

・・・＜質問等なし＞・・・

（議長）

それでは答申書につきましては期日までに町長へ提出します。

（議長）

次に「議題（３）その他についてですが、事務局から何かありますか。

（健康課長）

はい、議長。

（議長）

健康課長どうぞ。

（健康課長）

私の方から、第３期瑞穂町特定健康診査等実施計画について説明させていただきます。

・・・「第３期瑞穂町特定健康診査等実施計画（案）について」・・・
＜説明省略＞

（議長）

ありがとうございました。今の健康課長からのご説明について、何かご質問等ございますか。

（委員）

高額な医療費というと人工透析を想像するのですが、どれくらいの人数が該当になるのでしょうか。

（健康課長）

男女合わせて、４０名前後です。一度なってしまうと継続していく必要があり、一人あたり年間３００万円～５００万円の医療費が掛かりますので、全体の医療費に対しての影響は大きいです。

(委員)

今後もむさし野地区と長岡地区の医療費が高額になるということは、高年齢の方が多いうことですか。

(健康課長)

過去のデータから見ると、この2地区の医療費が高いのですが、医療費の状況は毎年変わります。今後もこれが継続するとは限りませんので継続して状況を見ていく必要があります。また、ここで言う医療費は1件当たりの金額になりますので、例えば重症化した方や、病気が重複したりする方、同じ病気で何度も通院する方もいらっしゃいますので、この地区が不健康であるというものではありません。ただし、1人あたり、1件あたりの医療費の平均が過去4年間にわたって高いのは事実なので、地区のレセプトなどを調査し地区の特徴を捉え原因を特定したいと思います。

(委員)

人工透析について画期的な治療方法が発明され、薬で治療ができるようになり、医療費が減少すると聞きましたがどうですか。

(健康課長)

薬で対応できるという具体的な情報は現時点で把握しておりません。人工透析については、技術が発達していて、週に3日通っていたものが2日に減るなどといったものは期待できます。

しかし、透析がなくなっても腎臓が悪くなると他の病気を併発する可能性が高いので、健康課としましては、生活習慣病が発生しないような働きかけをしていきたいと思っています。

(議長)

以上で本日予定されていた議題は全て終了いたしました。本日は皆さんお疲れ様でした。